

令和8年4月17日

柏市議会議長 坂巻 重男 様

議員名

武藤 美津江



政務活動費収支報告書

柏市議会政務活動費交付条例第13条第1項の規定により、令和7年度
政務活動費に係る収支報告書及び領収書等を提出します。

1 収 入

480,000 円

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
研 修 費	155,382	
調 査 旅 費	37,320	
資 料 購 入 費	81,980	
資 料 作 成 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費	208,000	
そ の 他 の 経 費	33,699	
合 計	516,381	

3 残 金

0 円



會計帳簿

7 年度

議員名

武藤美津江

支出科目 研修費

[illegible]

研修用

旅費支払申立書（議員用）

旅費について、次のとおり支払ったので申し立てます。

- 1 支払年度 令和 7 年度分
- 2 支払金額 58,362 円
~~27,354~~
- 3 支払内容

期 日	行 先	旅費の額（円）
R 7・7・26 ～	柏→神保町→柏	1,230
R 7・7・27 ～	柏→上野→お茶の水→柏	1,142
R 7・8・17 ～	柏→南千住→東陽町 → 柏	1,230
R 7・8・23 ～	柏→東京→名古屋→ 金城ふ頭→名古屋→東京→柏	23,740
R 7・11・17 ～	柏→東京→新大阪→難波	15,510
R 7・11・19 ～	難波→新大阪→東京→柏	15,510
R ～		
合 計		58,362

令和 7 年 4 月 14 日

議員名 武藤 美津江

領収書等の貼付票

議員名 武藤美津江

No. 1

使途科目 研修費

2025年06月06日

領収書

武藤美津江 様

「第67回自治体学校in東京」参加費
武藤 美津江様 参加分
(お申し込みID: 178)

合計 ￥ 13,000円 (非課税)

第67回自治体学校実行委員会
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来中4階
自治体問題研究所内
TEL: 03-3235-5941
FAX: 03-3235-5933



内容	単価	数量	税率	小計
第67回自治体学校in東京	¥13,000	1	非課税	¥13,000
			合計 (非課税)	¥13,000

(注) 当実行委員会は任意団体であり、インボイス番号はございません。

東京

ともに学ぶ
地方自治が切りひらく
平和で豊かな社会

©(公財)東京観光財団

みんなが先生 みんなが生徒

第67回

自治体学校

in
東京

日本教育会館一ツ橋ホール・明治大学駿河台キャンパスリバティタワー

2025年7月26日(土) 27日(日)

● 7月26日(土) 13:00~17:00 ZOOM ウェビナー配信
日本教育会館一ツ橋ホール



基調講演

地方自治と地域 この1年から考える

自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授

中山 徹

記念講演

被爆80年、
核兵器のない世界の実現をめざして

日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)代表委員

田中熙巳



主 催●第67回自治体学校実行委員会

1日目 全体会 7月26日(土) 13:00~17:00

日本教育会館一ツ橋ホール

ZOOM ウェビナー配信あり

12:30 開場

13:00~ 開校あいさつ 西村 茂 学校長・山本由美 現地実行委員長

13:15~ 基調講演

地方自治と地域 この1年から考える

中山 徹 自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授

戦争できる国づくりが着々と進んでいます。安保法制、安保三文書以降、どのような変化が地域で起きているのか、それが地域と市民生活にどのような影響を与えているのでしょうか。地域の平和は、市民が安心して暮らし続けられる大前提です。今、地域そして自治体はどのようなことができるのか、何をすべきかを考えます。

14:50~ 記念講演

被爆80年、核兵器のない世界の実現をめざして

田中熙巳 日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)代表委員

国際法に反した戦闘行為で無数の命が日々奪われ、「核のタブー」さえもが崩れようとしています。国内においても軍備拡大と憲法改悪の策動が強まり、「戦争する国づくり」を背景として、地方分権から中央集権への大きな逆流も生じています。日本被団協のノーベル平和賞受賞を力に、被爆80年の2025年を核兵器廃絶・平和・人権・憲法・地方自治へ向けた転換の年にしていきたいと思います。

16:00~ リレートーク 地域と自治体 最前線

1 ●東京のまち壊し

——やりたい放題、都民軽視の開発

報告者：千代崎一夫 新建築家技術者集団東京支部

報告者：市川隆夫 臨海部開発問題を考える都民連絡会事務局長(臨海都民連)

2 ●会計年度任用職員の雇い止めとの闘い

報告者：佐々木真紀 東京公務公共一般労組墨田支部長

3 ●検証と提言

能登半島地震、持続可能な能登に向けた復興の課題

報告者：竹味能成 いしかわ自治体問題研究所代表・元金沢学院大学教授

16:45~ 次回開催地代表あいさつ

16:50~ 全体会閉会あいさつ 吉田佳弘 実行委員長

17:00~ 1日目全体会終了

2日目 分科会・講座 7月27日(日) 10:00~16:00

明治大学駿河台キャンパスリバティタワー

分科会 1 ●長時間労働と非正規職員の増大——公務労働の環境改善に向けて



助言者：黒田兼一 明治大学名誉教授 リアル・ZOOM 同時開催
地方自治体における正規職員の長時間労働と非正規職員の拡大・雇止め問題を深掘りします。また新型コロナウイルス禍と災害時の対応における職員の過酷な実態も深刻です。これからの自治体の持続可能な働き方が求められています。労働環境改善に向けて、現場の声を共有する場としましょう。オンライン併用での参加も可能です。



2 ●医療保障の充実で人権保障水準を引き上げる

助言者：長友薫 譯 佛教大学准教授
貧困が深刻化し、格差の拡大が続く中で、医療保険料を滞納し、無保険状態になっている人が多数います。体調が悪くても病院に行くことを諦め、手遅れで死亡する人が続出しています。いつでも、どこでも、誰でも、安全で質の高い医療が受けられるよう、医療制度の充実(医療保険や医療提供体制等)について話し合います。



3 ●地域から持続可能な農と食のあり方を考える

助言者：関 耕平 農研大学教授
生態系と調和した持続可能な農と食のあり方として、アグロエコロジーが世界から注目されています。この分科会では、食と農のシステムに関する科学・実践・社会運動の広がりをご紹介します。その上で、自治体政策に何が求められているのか、また地域の農業を支えるオーガニック給食と公共調達の意義に注目しその可能性を考えます。



4 ●自治体 DX の現在——コスト・住民サービス・自治の視点から

助言者：本多滝夫 稲谷大学教授
情報システム標準化で運用経費が倍増し行政サービスに深刻な影響を及ぼす懸念を中核市市長会が明らかにしました。ガバメントクラウドやSaaS、AIの利用、さらに情報銀行の導入で自治体のデータ主権や住民の個人情報保護の問題も新しい局面を迎えつつあります。自治体 DX に関わってきた職員や議員、研究者が課題解決に向けて報告します。



5 ●少子化対策を地域から考える

助言者：中山 徹 自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授
少子化と人口減少が進み、地域の衰退が懸念されています。政府は異次元の少子化対策を打ち出していますが、地域の問題解決に結びついているのでしょうか。一方、各地の自治体で、地域の特性や実情にあわせた様々な少子化対策が取られています。政府が進める少子化対策の問題点を知るとともに、全国各地の取組に学びます。



6 ●自治体民営化のゆくえ——「公共」の変質と再生

助言者：尾林芳匡 井藤士
自治体が自治体でなくなる——窓口業務・体育施設・公園・図書館・保育・学校プールなど自治体の民営化が進む中で、住民の財産である「公」のサービスが企業の収益の対象となって変質しつつあります。独法化された公立病院・公園 PFI による弊害など最新の情報を共有するとともに、自治体労働者や住民運動の力で食い止めるなどの経験を交流し、再生への展望を明らかにします。



7 ●学校統廃合・小中一貫教育と学校を守る地域の運動

助言者：山本由美 和光大学名誉教授
コスト削減、経済的効率性優先で教育論が欠けた学校統廃合や小中一貫校計画が各地で進められています。背景には地域の新しい自由主義的再編を進める公共施設等総合管理計画や立地適正化計画があり、施設の複合化や民営化、学校プール廃止なども行われます。こうした動きの狙いを学ぶとともに、改革の対抗軸となる住民運動の経験を交流し、学校と地域を守る共同について考えます。



8 ●公共交通の改善・充実で住み続けられる地域に

助言者：西村 茂 金沢大学名誉教授
運転手不足や燃料費高騰によりバス路線や鉄道の廃止・減便が続く、通院や買い物など外出が困難になっています。他方、ライドシェア、AI オンデマンド交通等の導入もみられます。公共交通の縮小は、住み慣れた地域で暮らしているが深刻な問題を提起しています。移動手段は誰が保障すべきか、どう解決するか共に考えてみましょう。

9 ●水道広域化と民営化「広域水道に住民の声はとどかない」



助言者：近藤聖樹 自治労連合企業評議会事務局長 リアル・ZOOM 同時開催
民営化は各地の運動で止めてきましたが、都道府県主導による広域化は着々と進んでいます。広域化計画に基礎自治体議会の議決は必要なく、広域水道に住民の声はとどきません。そして、広域化は民営化のツールかもしれません。



10 ●地域・自治体から、ゼロカーボンと環境保全を考える

助言者：幸木宏夫 NPO 地域づくり工房 自治体問題研究所理事
気候危機のもとで、各地で深刻な風水害が頻発しています。気候危機打開に向けて、化石燃料・原発依存社会から脱炭素社会への転換は待たないです。ゼロカーボンシティ宣言と具体的な実践が求められています。地域主導の再エネ・省エネ事業の取り組みに学び、自然環境とも共存した地域循環型のまちづくりをともに考えます。

講座 ●10:00~12:30 地方自治の仕組みと法



講師：山田健吾 専修大学教授
辺野古新基地建設、南西諸島の自衛隊駐屯地新設や能登半島地震の復興・復興など、住民の人権と地方自治を軽視した施策が展開されています。憲法・地方自治法が保障する自治権とは相容れない特例指示の法定化も行われました。本講座では、地方自治の本旨をいまだ確認しながら、自治法の条文に即して、これらの問題について考えます。



講座 ●13:30~16:00 自治体財政のしくみと課題

講師：川瀬雪子 自治体問題研究所副理事長・静岡大学教授
自治体財政を学ぶためには、国の予算と地方財政計画の関係や制度を知る必要があります。本講座では、自治体財政の基本的なしくみを解説した上で、「集権型システム」ともいふべき国と地方の財政関係、「地方創生」政策や自治体 DX 化、公共施設統廃合、少子化対策などの諸課題について、具体的事例を交えながらわかりやすく解説します。

現地分科会

A ●東京港臨海部開発等を検証する

助言者：臨海部開発問題を考える都民連絡会(臨海都民連)
無駄な大規模開発は？ 日比谷公園再整備計画の解説を受けバス出発、投機めく増大した晴海選手村跡マンション群、お台場海浜公園(大噴水予定地)、東京国際クルーズターミナル(カジノ用地を鳥瞰)、海の森水上競技場等を見学。オリビック後と、これから「計画」されている東京臨海部の再開発と市民の運動を学びます。
・参加費 4,000 円(バス・資料代：定員 45 名)
・現地集合 **昼食は各自負担、お台場海浜公園で昼食休憩
・日比谷文化図書館前集合(8:45)→カレッタ汐留 46 階から築地市場跡地再開発用地見学後に解散(16:00 過ぎを予定)

B ●「戦後 80 年」横田基地を巡り、日米安保を考える

現地案内：北村 正 第3次新横田基地公害訴訟原告団事務局長
根本山幸夫 多摩地域の PFAS 汚染から命と健康を守る連絡会共同代表
助言者：神子島 健 東京工科大学教授
基調報告：「戦後 80 年」、横田基地から日米の軍事力強化を問う
いま、沖縄に限らず日本各地で基地建設や基地の強化が進んでいます。日米軍の司令官がある横田基地の周辺ツアーと学習会を通して、地方自治の現場で平和の課題とどう向き合うか、考えていきましょう。午前は横田基地一周バスツアー、午後は講演と意見交換。
・参加費 5,000 円(バス・資料代：定員 40 名)
・現地集合 **昼食は午後の会場・JR 国立駅前で各自
・JR 青森線沼島駅北口集合(9:00)→JR 中央線国立駅南口解散(16:00)
・案内サイト <https://tamajichiken.wixsite.com/info/yokota>

	参加区分	個人会員	個人会員以外
個人参加 *ZOOM 参加も同額	① 2日間参加	13,000 円	15,000 円
	② 1日参加	7,000 円	8,000 円
	③ 35歳未満で2日間参加		8,000 円
	④ 35歳未満で1日参加		4,000 円
3人以上の団体でZOOM参加	⑤ 2日間参加		30,000 円
	⑥ 1日参加		20,000 円
東京都内からの参加	⑦ 東京都内からの一般参加 *都区市議会議員を除く		3,000 円

*現地分科会参加費は別途、現地に支払。ZOOM参加者にはメールでレジュメ送付

申込要項

受付期間 5月1日(木) 10:00~7月11日(金) 12:00

参加申込は

こちらから!⇒



お申し込みはQRコードまたはホームページ (<https://www.jichiken.jp/>) からお願い致します。

ホームページからのお申し込みが難しい方は、第67回自治体学校実行委員会事務局へご連絡ください。

キャンセルの際は必ずご連絡ください。ご入金の有無に関わらず開催8日前からキャンセル料が発生致します。詳細はホームページをご覧ください。

宿泊所

宿泊先は各自で手配をお願い致します。尚、勤労者レクリエーション協会では一部宿泊施設をお取りしています。ご希望の方は自治体問題研究所ホームページよりお申し込みいただけます。ご不明な点及びWEB申込ができない方につきましては、勤労者レクリエーション協会に直接お問い合わせください。

勤労者レクリエーション協会 TEL 03-3984-0401 FAX 03-3984-0407

受付期間 5月7日(水)~6月26日(木) *平日 10:00~17:00 (土日祝日休み)

2日目分科会・講座の昼食

お弁当(1,100円)のご注文を承ります。ご利用の方は参加申込の際、お申し込みください。

*会場周辺には多数の飲食店があります

会場へのアクセス

1日目●全体会 7月26日(土)

会場 日本教育会館一ツ橋ホール 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 TEL 03-3230-2831

最寄駅 神保町駅(東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線) 出口A1、徒歩3分

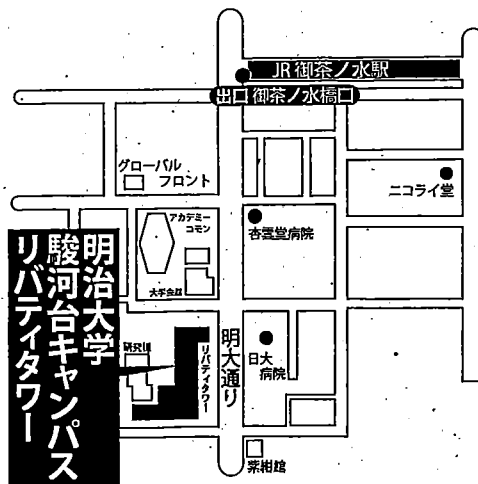
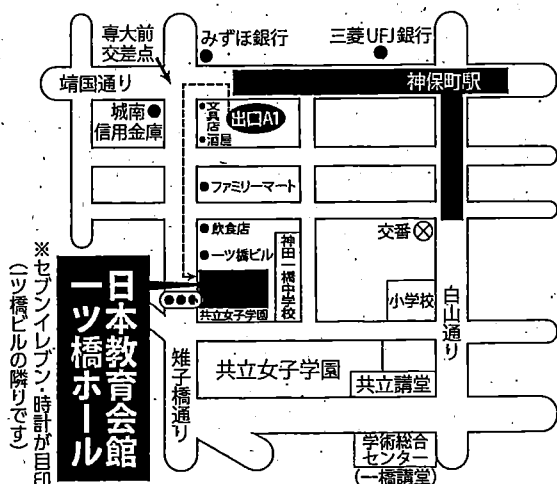
東京駅からの主なアクセス 東京駅一(丸ノ内線・池袋方面)→大手町駅(半蔵門線・中央林間方面)→神保町駅(約15分)

2日目●分科会・講座 7月27日(日)

会場 明治大学駿河台キャンパスリバティタワー 東京都千代田区神田駿河台1-1 TEL 03-3296-4545

最寄駅 JR御茶ノ水駅(JR中央線・総武線) 出口 御茶ノ水橋口、徒歩3分

東京駅からの主なアクセス 東京駅一(中央線・新宿方面)→御茶ノ水駅(約4分)



第67回自治体学校実行委員会

事務局 ●〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 自治体問題研究所内

TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933 E-mail: info@jichiken.jp

共催団体 ●自治体問題研究所/北海道地域・自治体問題研究所/オホーツク地域自治研究所/青森県地域自治体問題研究所/岩手地域総合研究所/福島自治体問題研究所/茨城県自治体問題研究所/とちぎ地域・自治研究所/ぐんま住民と自治研究所/埼玉自治体問題研究所/千葉県自治体問題研究所/東京自治問題研究所/多摩住民自治研究所/神奈川自治体問題研究所/にいがた自治体研究所/富山県自治体問題研究所/いしかわ自治体問題研究所/長野県住民と自治研究所/静岡県地方自治研究所/東海自治体問題研究所/滋賀自治体問題研究所/京都自治体問題研究所/大阪自治体問題研究所/兵庫県自治体問題研究所/奈良自治体問題研究所/和歌山県地域・自治体問題研究所/とっとり地域自治研究所/しまね地域自治研究所/岡山県自治体問題研究所/広島自治体問題研究所/徳島自治体問題研究所/香川県自治体問題研究所/愛媛県自治体問題研究所/高知自治体問題研究所/福岡県自治体問題研究所/NPO 法人くまもと地域自治体研究所/長崎県地域・自治体研究所/みやざき住民と自治研究所/おきなわ住民自治研究所

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	武藤美津江		職務の級	議員	種 別			
					研修会等への参加	行政視察等		
期 間	令和7年7月26日～27日				J R特急料金区分	閑散期 通常期 繁忙期		
出張先 市区町村名	東京都千代田区		出張先 施設等名	日本教育会館一ツ橋ホール 明治大学駿河台キャンパスリバティタワー				
宿泊地								
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
				円	円	円	円	
7/26	柏	JR		(km)				
	北千住	東京メトロ	615	(km)				
		千代田線		(km)				
	大手町	東京メトロ		(km)				
		半蔵門線		(km)				
	神保町	徒歩		(km)				
	日本教育会館 一ツ橋ホール	徒歩		(km)				
	神保町	東京メトロ		(km)				
		半蔵門線		(km)				
	大手町	東京メトロ	615	(km)				
		千代田線		(km)				
	北千住	JR		(km)				
7/27	柏			(km)				
	上野	JR	571	(km)				
	秋葉原			(km)				
	御茶ノ水	徒歩		(km)				
	小 計		1,801					
備考					合 計 (1人当り)	1,801		

旅費計算明細書

氏 名		武藤美津江		職務の級		議員		種 別	
								研修会等への参加	行政視察等
期 間		令和7年7月26日～27日						J R 特急料金区分	閑散期 通常期 繁忙期
出張先 市区町村名		東京都千代田区		出張先 施設等名		日本教育会館一ツ橋ホール 明治大学駿河台キャンパスリバティタワー			
宿泊地									
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他	
	明治大学駿河台キャンパスリバティタワー		円	円	円	円	円		
		徒歩		(km)					
	御茶ノ水	JR	571	円					
				(km)					
	秋葉原			(km)					
	上野			(km)					
				(km)					
	柏			円					
				(km)					
				(km)					
				(km)					
				(km)					
				(km)					
				(km)					
				(km)					
				(km)					
				(km)					
				(km)					
				(km)					
	小 計		571						
備考						合 計 (1人当り)		2,372	

視 察 報 告 書（議員用）

報 告 日 2025 年 8 月 25 日

報告議員名 武藤 美津江

視察年月日	2025 年 7 月 26 日(土)～ 2025 年 7 月 27 日(日)
視 察 先	日本教育会館一ツ橋ホール
視 察 目 的	第67回自治体学校 in 東京
相手方対応者	
同行議員名	渡部 和子 矢澤 英雄
視 察 内 容	別紙

7月26日、27日に開催された第67回自治体学校 in 東京に参加したご報告をします。

7月26日の全体会は日本教育会館一ツ橋ホールで行われました。13時から開校し、金城大学教授・金沢大学名誉教授の西村茂学校長より開校挨拶がありました。自治体学校では、「地方自治が切りひらく平和」がメインテーマになっています。「アメリカでは、トランプのように民主国家において選挙で選ばれた政治家が、公然と法を守らない行動をとることも目立ちます。一方で、国際機関・ルール、裁判所、州政府・自治体などの権限を都合よく無視して恣意的な決定を行う、法律を超越した絶対君主のごとき振る舞いは「王はいらない」という抗議運動を生み出しています。「地方自治」は民主国家の領域内にあえて地方団体の存在を認め、住民自治が保証されるためのものといわれています。いまこそ「民主主義の学校」として住民が地域の課題を自主的に解決する訓練は重要です。権威主義は住民の「分断」に依拠して成り立っています。独裁的な政治家に対抗して、「権力の分割」地方自治という民主主義の原則を再確認し、地域での具体化が必要となっている「地方自治が切りひらく平和」について一緒に学びましょう。」と、ご挨拶がありました。続いて、「地方自治と地域、この1年から考える 核廃絶と平和・共存に向けた自治体の役割」と題して自治体問題研究所理事長・奈良女子大名誉教授の中山徹先生より基調講演が行われました。お話の内容は、①戦争できる国づくりの現段階として南西諸島における自衛隊基地の新設、戦争を想定した避難計画の作成の状況②軍事産業の育成として、武器輸出三原則が見直され、日英伊が共同開発している戦闘機の第三国への輸出が可能になった。③新たな戦前の構築として（1）国民監視体制の強化（2）地方自治法の形骸化（3）日本学術会議法改正などが行われる。④防衛予算の急増⑤戦争できる国づくりの到達点として憲法の蹂躪が様々な形で行われている。⑥自治体の役割：国の政策から地域、市民生活を守ると

して、地域の平和・安全が、市民生活、地域経済の大前提です。戦争できる国づくりと、市民生活の向上、地域経済の発展は両立しない。⑦核廃絶、平和共存を進める条例の制定⑧自治体版非核三原則の実施⑨地域外交として「平和・地域外交課」を設置し、平和行政の企画・推進、日本国憲法の普及、地域外交の企画・推進、外国の自治体との連携・協力等を行っている沖縄県の照会等がありました。戦争できる国づくりの実態など、私たちが知らない間に着々と進んでいることの怖さを改めて感じました。次に「被爆80年、核兵器のない世界の実現をめざして」という日本被団協代表委員の田中熙巳さんの記念講演がありました。

「昨年、被団協がノーベル賞を受賞しましたが、これまでも何度もノミネートされてはダメだったので、期待していなかった。受賞の理由は現在の厳しい核の状況があるのではないか。国際法に反した戦闘行為で無数の命が奪われ、「核のタブー」さえもが崩されそうにある。国内においても軍備拡大と憲法改悪の策動が強まり、「戦争する国づくり」を背景として地方分権から中央集権への大きな逆流も生まれている。被団協のノーベル平和賞受賞を力に、被爆80年の2025年を核兵器廃絶・平和・人権・憲法・地方自治へ向けた転換の年にしていこう。被爆者の平均年齢は86歳。被爆者の声を聞いて若い人たちに頑張ってもらいたい。」力強く訴えていました。唯一の被爆国である日本の政府が一刻も早く核兵器禁止条約に批准をするように、世界から核兵器をなくす先頭に立って行動する政府になるよう働きかけていきたいと思います。

2日目は、明治大学駿河台キャンパスリバティタワーで行われました。私は、分科会2「医療保障の充実で人権保障水準を引き上げる」に参加しました。最初に、長友薫輝（佛教大学社会福祉学部）先生のお話を伺いました。1、直近の医療をめぐる政策動向として（1）医療費および高額療養費の自己負担上限引き上げ案凍結をしたものの、引き上げを検討。自民・公明・維新が年間最低4兆円の医

療費削減で合意。「現役世代の負担軽減」を主張し、医療費抑制を狙う。(2) 医療提供体制再編と病床削減として自民・公明・維新が今後の社会保障改革の方向性を合意。全国の11万床(一般・療養の56,000病床、精神の53,000病床)を削減し、医療費1兆円を削減。(3) 病床数適正化支援事業として削減した1床につき約410万円の財政的支援を受けることができるので、人材確保できずに休床となっている医療機関などが、病床削減を増大する懸念がある。医療機関の経営面のみの判断で過剰な病床削減が行われることになる。(4) OTC類似薬の保険適用見直しとして自民・公明・維新は4兆円の医療費削減のため、2026年度からのOTC類似薬(処方箋が必要で、市販薬と効果や副作用などの性質が似る医薬品)の保険適用見直しも合意している。たとえば、解熱鎮痛剤の「カロナール」を保険から外せば、処方の1錠1.8円から88.9円へと49倍になる。日本医師会は「市販薬は処方薬に比べて価格が高く設定されており、特に経済的に困窮している方の負担が増えてしまう」と懸念を示し、日本薬剤師会も反対を表明している。症状が軽微でも医師の診断で重篤な病気の早期発見につなげる事が期待され、市販薬の安易な服用にはリスクも伴うとし、保険から外すと、公的医療費は増えることになる。

2、国民健康保険をめぐる政策動向では、2018年度から都道府県単位化がスタートした。(1) 保険料水準の統一に向けたロードマップの作成(2)「法定外繰り入れ」の解消(3) 公的医療保険の「2極化」について、結果として国保から協会けんぽへ移行する被用者保険と生活保護を国保に参入させて二層構造になる。というお話に、都道府県化で国保料が高くなり、破綻するのではないかと不安になりました。次に「生活困窮者への食料配布と相談活動から見えてくるもの」と題してボランティア医師の谷川智之さんから「新宿ごはんプラス」の取り組みの紹介がありました。「ごはん」の提供をきっかけに繋がりをつくり貧困をなくそうと2014年にス

タートした活動。食料配布に並ぶ人数が増え当初の 10 倍以上。
2025 年 6 月には過去最高の 840 人に。年金削減、物価高騰が影響し、年金生活の高齢者、正規で働いている労働者、学生や女性も増加。外国籍の方からの相談も増えている。仮放免中の（在留許可のない）方は、働けない、医療保険に加入できない、生活保護も受けられない八方ふさがりの状況。食料配布が 800 人を超えても相談件数は 40～50 件と増えない。「相談」のハードルになっているのは、役所や無料低額宿泊所、医療機関での辛い経験。貧困ビジネスによる被害。「自己責任」論とステイグマなど。社会保障を削り、自己責任で人々を追い詰める政治を変えること。自治体が「生活保護は権利です。」というメッセージを発信し、実践することの意義は大きい。との言葉に、更に柏でも改善を求めなければならないと思いました。次に、「今年は健康診断を受けよう！」という国立市での取り組みについて国立市健康福祉部生活福祉担当課長の佐川倫乙さんの報告がありました。生活保護利用者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を目的とした「健康管理支援事業」は平成 30 年度に法制化され、令和 2 年度に必須事業化されました。必須化に伴い保健師を配置し、医療扶助の適正化に関して様々な取り組みをしている。その一環として市の独自事業として「健康お悩み相談会」を令和 5 年 6 月から試行、7 月から実施している。孤立化の予防、健康への関心を高めること、受診行動の適正化などを目的として行っている。毎月 1 回、生活保護の支給日に合わせて市役所の相談ブースを貸し切り、保健師が簡易なヘルスチェックのうえ、健康相談を実施している。予約不要で概ね 15 分程度、血圧測定や体組成計を使用した体重、体脂肪率、筋肉量の測定を実施。健康相談については、簡易な問診を行っている。その他、通院の希望がある、病院選びに困っている等の相談にも応じています。現在平均 15 名が参加。相談会がきっかけで通院につながった方もいる。」という報告でした。とても参考になる事業だと思いました。今回の自治体学校で学

んだことを柏市政に活かしていきたいと思いました。有意義な2日間でした。

領収書等の貼付票

議員名 武藤美津江

No. 2

使途科目 研修費

領 収 証

2025年6月25日

武藤 美津江 様

以下のとおり、領収いたしました。

¥15,000

但し、第16回生活保護問題議員研修会について

■ 研修参加費として（資料代を含む）

39

生活保護問題対策全国会議

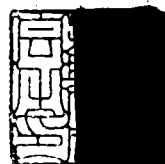
大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内

代表幹事 尾藤廣喜



全国公的扶助研究会

東京都文京区白山1-13-7 アクア白山ビル5階
会長 中村健



(研修会事務局)

〒530-0047大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎

電話 06-6363-3310/seihokaigi@gmail.co.jp

生活保護 あたりまえの 権利に

地域から変える

写真 倉田めば(大阪DARC)

米などの食料品をはじめ生活に欠かせない物資が高騰し、生活に困窮する人々が増加しています。生活保護の役割が高まる中、いまだに、その利用には高いハードルがあります。一方、心ある地方議員や自治体職員の方々にあって、地域から一歩ずつ生活保護行政を改善するとりくみも広がってきています。最新の情報を共有し、地域から生活保護をあたりまえの権利にしていくために、本研修会に多数ご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

2025年8月23日(土)午前10時～午後4時40分

場所:ポートメッセなごや コンベンションセンター3階(コンベンションホールA)

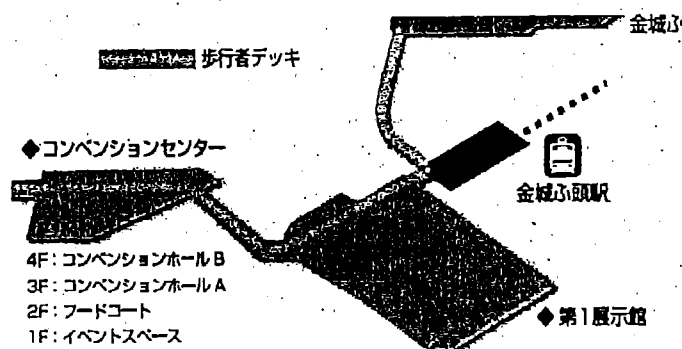
共催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

研修会タイムテーブル・会場情報

8月23日(土)

10:00	11:30	12:30	13:30	14:00	14:40	15:40	16:00	16:30	17:00
記念講演1	基調報告	昼食	報告1	報告2	休憩	記念講演2	報告3	取組みの交流	まとめ 交流会

場所：ポートメッセなごや
コンベンションセンター
3階（コンベンションホールA）



ポートメッセなごや
は、金城ふ頭駅と歩
行者デッキで結ばれ
ています(徒歩4分)

ポートメッセなごや コンベンションセンター3階 コンベンションホールA
〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

【新幹線でお越しの方】

名古屋駅⇒あおなみ線 金城ふ頭駅下車(24分)⇒徒歩4分

※あおなみ線は電車の本数が1時間に4～5本です。時間に余裕を持ってお越しください。

あおなみ線は名古屋臨海高速鉄
道のことで市営地下鉄ではありま
せん。太閤口に改札があります。

参加のお申込み

- 定員 200名
 - 参加費 1万5000円(資料1冊付き) ※地方議員以外の方も参加いただけます
キャンセル料8月16日以降1万円、8月20日以降1万5000円
 - 資料のみ追加購入 1冊1000円
 - お弁当 1500円(お茶付き) (8月16日以降のキャンセルはご遠慮ください。周辺に飲食店はありません。)
 - 交流会 (事前申込制・希望者のみ) 参加費1000円(軽食・ソフトドリンク付)
 - 問合せ先 seihokaigi@gmail.com
 - 参加のお申込み (締め切り: 8月10日まで)
- 下記のURLまたはQRコードから入力フォームに入力してください。



<https://pro.form-mailer.jp/fms/4b23d49b312726>

9時30分 受付開始

10時～11時30分 記念講演 1

データが語る生活保護行政の実態

～自治体の運用格差とその影響

生活保護は全国共通の制度でありながら、自治体ごとに運用や保護動向には大きな違いがあります。本講演では、全国の行政資料を分析し、地域ごとの運用の特徴をデータで可視化します。運用が厳格な自治体と先進的な自治体の違い、保護率の急増・急減の背景、そして水際作戦の可能性を明らかにし、地方自治体の制度運用の実態を掘り下げます。データから見えてくる各地の課題を共有することで、公平な生活保護制度の実現に向けた議会質問の視点を示します。

講師 桜井啓太(さくらいけいた)さん

立命館大学産業社会学部准教授。地方自治体職員、名古屋市立大学准教授を経て、現職。著書に『子育て罰』(共著、光文社新書)、「＜自立支援＞の社会保障を問うー生活保護・最低賃金・ワーキングプア」(法律文化社)など。

11時30分～12時30分 基調報告

保護基準の引上げと生活保護の最大限活用で

住民の暮らしを守る ～生活保護の最新情勢から

コメや野菜の急騰に賃上げや年金の引き上げは追いつかず、最後のセーフティネットである生活保護基準に至っては、ここ10年来大幅な引下げが続き、2025年度は、わずか月500円アップとどまりました。保護利用者は厳しい生活を強いられ、利用者数も減少の一途をたどっています。いのちのとりで裁判の最高裁判決が予想される中、どうすれば生活保護制度を暮らしに役立つ制度にできるのか、生活保護をめぐる最新情勢を整理したうえで国と自治体行政の役割を考えます。

講師 吉永 純 (よしながあつし)さん

花園大学教授。全国公的扶助研究会会長。福祉事務所24年、生活保護ケースワーカー等12年半の現場経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

12時30分～13時30分 昼食

13時30分～14時 報告1

自治体の不適切な運用をなくす

～ 議員活動に期待すること

「生活保護は権利です」と広報されていますが、本当に権利になっているでしょうか。一部自治体の事件だけでなく、生活保護の利用を不当に阻まれたり、自治体に相談することすら諦めたりしている実態が改善されていません。生活保護を本当の権利にするために、水際作戦をはじめとする違法・不適切な生活保護運用を是正することが求められています。地方議会での活動に役立つ基本的な視座を提供します。

講師 田川英信(たがわ ひでのぶ)さん

社会福祉士。東京・世田谷区で生活保護のケースワーカー・査察指導員を歴任。実務経験を活かし、生活保護を本当の権利にするために各種相談会で活動中。生活保護問題対策全国会議事務局次長。

14時～14時30分 報告2

自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる!

生活保護での自動車の保有・利用は極めて厳しく制限されているため、特に地方で生活保護を利用するうえでの高いハードルになっています。しかし、三重県鈴鹿市での保護停止を争う裁判や様々な団体関わった運動の結果、保有が認められた自動車の利用については大幅な緩和を勝ち取ることができました。ここに至る経過を振り返り、自動車保有に関して残された課題をどう変えていくかを考えます。

講師 太田伸二(おおたしんじ)さん

弁護士。日弁連貧困問題対策本部事務局次長、東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長。山形県庁でケースワーカーを経験。

14時30分～14時40分(休憩)

14時40分～15時40分 記念講演2

ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿

低所得世帯の消費水準と比較する現在の生活扶助改定方式には、生存を維持する「絶対水準」を割り込むリスクがあります。また、住宅扶助基準も地域の実態家賃が保障されているとは言い難い状況です。基準額率の金額は限度額ではなく、地方自治体(福祉事務所)が地域の実態に合った特別基準を申請することもできます。生活保護制度の歴史に詳しく、新マーケット・バスケット方式やエンゲル方式での推計にも取り組んだ第一線の研究者から、生活保護制度の歴史と現状を踏まえながら、あるべき方向性を示唆していただきます。

講師 岩永理恵(いわながりえ)さん

日本女子大学教授。

著書に、『生活保護は最低生活をどう構想したかー保護基準と実施要領の歴史分析』、『生活保護と貧困対策』など。

15時40分～16時 報告3

いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告

2013年からの史上最大の生活保護基準引下げの違法性を問う「いのちのとりで裁判」。行政訴訟としては異例の勝訴率の中、春の高裁判決ラッシュを受けて本年7月までに最高裁判決の言い渡しが見込まれる中、原告の声とともに最新の状況をご報告します。

講師 小久保哲郎(こくぼてつろう)さん

弁護士。生活保護問題対策全国会議・いのちのとりで裁判全国アクション事務局長。

大阪弁護士会貧困・生活再建問題対策本部本部長代行。

16時～16時30分 取組みの交流

地方議会での意見書採択等の取り組み交流

生活保障法の制定、生活保護基準引上げ、夏季加算の創設、エアコン設置費助成など、国政マターである課題について、地方でどのように取り組むか。意見書採択運動や地方での生活保護行政改善に向けた取り組みについて、地方議員の方々の経験交流を行いたいと思います

16時30分 まとめ

まとめ

尾藤廣喜(びとうひろき)さん

弁護士、生活保護問題対策全国会議代表幹事。1970年厚生省入省。1975年京都弁護士会に登録後、数々の生活保護裁判を勝利に導いてきた。日弁連・貧困問題対策本部副本部長。

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	武藤美津江			職務の級	議員	種 別		
						研修会等への参加	行政視察等	
期 間	令和7年8月23日					J R 特急料金区分	閑散期 通常期 繁忙期	
出張先 市区町村名	愛知県名古屋市		出張先 施設等名	ポートメッセなごや コンベンションセンター 3階 コンベンションホールA				
宿泊地								
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
8/23	柏			円	円	円	円	
	東京	JR	6,600	(km) 円 4,910 (366.0 km)				
	名古屋	名古屋臨海 高速鉄道	360	(km)				
	金城ふ頭	徒歩		(km)				
	ポートメッセなごや	徒歩		円 (km)				
	金城ふ頭	名古屋臨海 高速鉄道	360	(km)				
	名古屋			(km)				
	東京	JR	6,600	4,910 (366.0 km)				
	柏			(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
	小 計		13,920	9,820				
備考						合 計 (1人当り)	23,740	

視 察 報 告 書 (議員用)

報 告 日 2025 年 8 月 28 日

報告議員名 武 藤 美 津 江

視察年月日	2025年8月23日(土)～ 年 月 日()
視 察 先	なごや・コンベンションセンター 3階
視 察 目 的	第16回 生活保護問題議員研修会
相手方対応者	
同行議員名	
視 察 内 容	別 紙

第16回生活保護問題議員研修会が8月23日(土)ポートメッセなごや・コンベンションセンター3階で、地域から変える「生活保護をあたりまえの権利に」をテーマに開催されました。

10時から記念講演として「データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響」と題して立命館大学産業社会学部准教授の桜井啓太さんのお話がありました。桜井さんは堺市でケースワーカーを7年経験され、その時の仕事が一番やりがいがあったとおっしゃっていました。

「生活保護は全国共通の制度でありながら、自治体ごとに運用や保護動向に大きな違いがあります。自治体間格差の可視化によってオープンな議論を行うことができる。」として、桐生市の事例をあげました。

「群馬県桐生市の生活保護行政が問題になった理由は、1、桐生市の保護開始率は全国平均87.6%に対し47.6%(2018年度)にとどまる。警察OBを配置し、相談・申請者の面接に同席。萎縮効果を狙った運用がされる。親族からの「仕送り収入」を仮装し、本来保護対象となる高齢者世帯を却下するなど保護の開始を絞る手法が行われていた。2、保護からの締め出しとして、廃止件数の40%以上が辞退届を徴収された。施設入所を利用した廃止が全国平均2.1%に対し20.3%(2022年)だった。預貯金や実態のない仕送り人を認定して保護廃止するなど行っていた。3、受給者に対する過剰な管理(いやがらせ)として、日々のハローワーク通者、家計簿作成の強制を条件に保護費を分割支給する。被保護者への過剰な心理的負担を与え、生活保護を「恥」と感じさせるような運用がされていた。なぜ、このようなことが行われていたのか。桐生市の監査に入った群馬県は「辞退廃止」が非常に多い桐生市に対して「辞退の強要」が疑われるなど不適切な対応がなされており、是正改善するように監査指摘を繰り返していました。毎年同じ指摘を繰り返すだけで具体的な改善につなげなかった群馬県の責任も問われます。保護申請

却下の割合のデータがあります。却下率の全国平均が7.5%、最高で青森県の平川市が47.6%、次に南九州市が31.5%3番目に桐生市の29.9%です。このように全国の自治体のデータがあるので、可視化することが大事です。法定期限内14日以内に決定されているか、自動車の保有率はどうか、通院移送費の支給はどうかなど県庁に問い合わせると資料が出てくるので、ぜひ、問い合わせしてほしい。」具体的な提案がとても参考になりました。次に基調報告として「デマと居直りを乗り越え「生存権を市民が取り戻すとき」と題して花園大学教授の吉永純さんよりお話がありました。吉永さんは福祉事務所に24年、ケースワーカー等12年の現場経験を活かし貧困と生活保護について研究されています。吉永さんは、「1, 市民と生活保護世帯の苦難「物価高騰と厳しさを増す市民生活」として、異常な物価高騰の状況を示し、賃金・年金が追いついていけない状況がある。2, 生活困窮者の苦難では、困窮子育て家庭の苦難として2025キッズドア調査を基に100万〜200万未満の所得世帯が多く家計がとても苦しくなったと82%が回答。所得が低い世帯ほど子どもへの健康状態の悪影響が認められる。奈良県の救急搬送のうち半数以上がエアコン不使用だった。3, 生活保護を利用しても食べていけない。その理由として生活保護費が下がったまま。保護費カットが改めて暮らしを追い詰める。山梨県の実態調査では生活保護世帯の暮らしを調査し、1日1食以下が14%、毎日入浴(シャワー含む)が22%、冷房を使用しないことがあったか20%など暮らしの悪化が浮き彫りとなった。」など物価高騰の中で市民生活が苦しくなっている状況をお話しされました。次に「いのちのとりで」最高裁判決の意義として、生活保護の減額は違法であるという最高裁勝訴の内容が報告されました。弁護団、支援団体は、国による謝罪、2013年の改定前基準との差額保護費の訴求支給、関連する諸制度への影響調査と被害回復、検証委員会の設置による事実経過と原因の調査・解明を求めています。次に「難民、外国人と生活保護・国保」につて

お話がありました。参議院選挙で「日本人ファースト」と言われ、外国人が生活保護でも優遇されている、国保でも不適正利用が行われているなどと言われたが、実態はどうか。日本の難民受け入れは極端に低く、生活保護でも優遇されているというのは事実ではない。事実ではないことを言って、外国人差別を助長するようなことは許されない。」

次に「権利になっていない生活保護」と題して生活保護問題対策全国会議事務局次長で社会福祉士の田川英信さんのお話がありました。

「最後のセーフティネットとしてのいのちを救う「生活保護」の役割が再認識された。貧困率が高いのに、保護率、捕捉率が低い。生活保護を利用できる人のうち、実際に利用している人は約 2 割。理由として、1、生活保護バッシングなど生活保護は嫌だ、他に制度は無いのかと忌み嫌う。2、「水際作戦」などの違法・不適切な運用。3、役所に相談せず、ぎりぎりまで自己責任で頑張り、炊き出しなど民間に求める。4、生活できない低い保護基準。これらを改善し、生活保護を権利にすることが求められる。」

次に「自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！」と題して日弁連貧困問題対策本部事務局次長、東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長で弁護士の太田伸二さんのお話がありました。「生活保護を利用する上で自動車の保有が大きな壁になっている。自動車がなければ生活できない。自動車か生活保護かの 2 者択一になる。自動車保有は原則として制限されているだけで保有・利用が認められる場合がある。①公共交通機関の利用が著しく困難な場合の通勤や通院のため。②通勤のためには保育園の送迎も含む。③保護を受ける際に仕事についていない場合でも、1 年（場合によってはそれ以上）にわたって処分を保留してもらうことができる。（厚労省通知）鈴鹿市の事例を基に、日常生活に不可欠な買い物等への利用を①障害を理由にする場合は認める②公共交通不便の場合は「低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合」は認める。③事業用の

場合は認めないとしている。自治体の中には、厚労省に対して自動車保有容認の緩和を求める意見書を挙げているところもある。多くの自治体から厚労省に対して意見を送ってもらいたい。」

次に「ナショナルミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿」と題して日本女子大教授の岩永理恵さんからお話がありました。「生活保護基準とは、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。生活保護基準が複雑すぎる。市が支給漏れ、支給ミスによる返還が行われている。秋田市では、障害者世帯に過大支給していた生活保護費の返還を行政不服審査法に基づく審査請求について県が生活保護法の趣旨に反するとして決定の取り消しを求める裁決がされた。「最低生活費」の設定は国がやることで、地方自治体や市民が議論するという発想にたどり着かない。「現代の日本における誰にでも最低必要な基礎的生活は、衛生的、健康的であり、安心かつ安定して暮らせる生活を指す。そこには衣食住のほか、必要な情報、人間関係、娯楽、適切な働き方、教育、将来への見通しなどを手に入れられる環境が整っていることが必要。」最低生活とは何かということを改めて考えることが大事な視点であると感じました。

次に、「いのちのとりで裁判 最高裁で歴史的勝訴判決！！～弁護団・原告からの報告」と題して生活保護問題対策全国会議・いのちのとりで裁判全国アクション事務局長で弁護士の小久保哲郎さんのお話がありました。「2013年からの史上最大の生活保護基準引き下げの違法性を問う「いのちのとりで裁判」。全国29都道府県で1000人を超える原告が立ち上がって裁判を起こした。最高裁が、生活扶助基準改定の違法性を認め、保護費減額処分を取り消しを命じたのは(世界)史上初。歴史的な最高裁判決をテコにしてバッシングで分断と対立をあおる社会から誰でもが安心して人間らしい生活を送れる社会への転換を。そして権利性が明確な「生活保障法」の制定を求めていく。」ということに、国が速やかな被害の回復と再発防止を

行うべきと感じました。次に「地方議会での意見書採択等の取り組み交流」が行われ、小金井市片山かおる市議の報告がありました。「生活保護の改善を求める3つの意見書が採択された」という報告があり、積極的な意見書の提案を行う活動など参考になりました。

最後に、まとめを生活保護問題対策全国会議代表幹事で弁護士の尾藤廣喜さんが行いました。休む間もないプログラムでしたが、大変勉強になりました。9月議会に活かしていきたいと思っています。

領収書等の貼付票

議員名 武藤美津江

No. 4

使途科目 研修費

[2025 年 08 月 01 日]

277-0085

武藤美津江 様

領 収 書

金 10000 円

但し 武藤美津江様 の8月17日自治体議員研修セミナー
負担金として () 口座にて領収しました。
(会場) 出席

特定非営利活動法人

区画整理・再開発対策全国連絡会議

162-8512 新宿区矢来町 123 矢来ビル4F

TEL03-5261-4031 FAX03-5261-4032

夏の自治体議員 研修セミナー

都市計画のキーワード「公共の福祉」を問い直す。
「市民の力で都市計画を立て直そう」「みんなで自治をつ
くろう」—真剣な学びを探究しましょう。

8月17日(日) 午後2時(1時半開場)から午後7時00分(例年と違い午後です)

場所 東京都江東区東陽町 江東区文化センター3階・大研修室

▼17日午後2時5分～ 記念講演 岩見良太郎 先生

新たな段階の「都市再生」は都市をどこに導くのか



私は、2014年の国家戦略特区、立地適正化計画で、「都市再生」は新たな段階に入ったとみています。国家主導のいっそうの強化、エリアマネジメント、市街地整備2.0、稼ぐ公共空間等々がキーワードとして浮かびます。

今日の都市、自治体、再開発等の動向を大きくとらえながら 都市にかかわる多様な住民運動の連携、真の都市再生をもとめる自治体革新の運動への展望を議論しましょう

岩見良太郎先生は、埼玉大学名誉教授。NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議・代表。ご専門は、都市工学、工学博士。著書(単著):『土地区画整理の研究』自治体研究社、1978年、『土地資本論』同、1989年、『「場所」と「場」のまちづくりを歩くイギリス篇・日本篇』麗澤大学出版会、2004年、『場のまちづくりの理論』(日本経済評論社、2012年)、『再開発は誰のためか 住民不在の都市再生』(同、2016年)、など多数。1970年創刊の月刊「区画・再開発通信」初代編集長。

▼17日午後4時～7時

講義と意見交換 事例研究 再開発を絵解きする

膨大な補助金に支えられながら暴走する超高層再開発。中野サンプラザ跡再開発は「何が破たんしたのか」。各地の再開発の「巨額補助金は誰のためか」、「超高層の巨大な姿は誰の姿か」。昨今の「再開発の真実の姿」を解明し「公共の福祉」を問い直します。

今回は中核市、大都市などの再開発をモデルに「再開発の実態分析の方法」を考えましょう。

遠藤哲人さん・NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議・事務局長

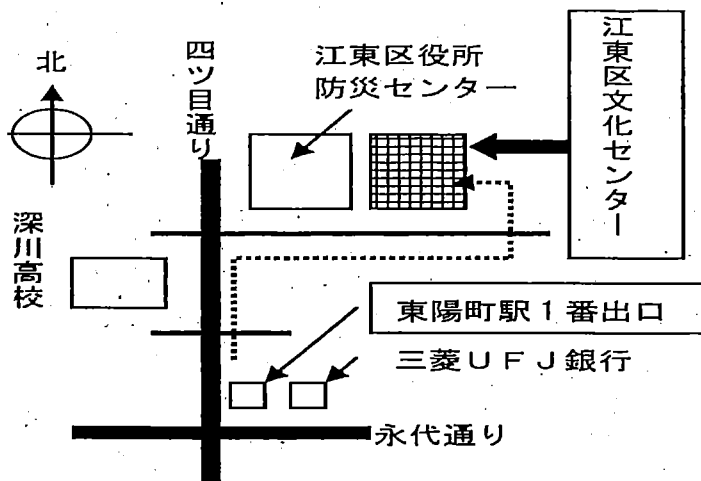
40年間、住民目線から区画整理・再開発を見続けてきた。10年ほど國學院大學経済学部兼任講師。「まちづくりと市民」を講義。区画整理、再開発の著書多数。

今年も「会場を実況中継」のオンラインセミナーを開設。

「聞き手と話し手が最新の現場に向き合い学び合う」学習・研究運動。

新人からベテランまで—「自治体執行部」の独壇場を許さぬ論戦を。

場所 東京メトロ東西線「東陽町駅1番出口」徒歩8分。「江東区文化センター」3階「大研修室」(江東区役所隣り。江東区東陽4-11-3)。「東陽町駅1番出口」から徒歩8分。四ツ目通りを北へ、区役所手前の信号を右に入り、区役所隣りが会場。東側に回り込み階段を上がって2階が正面玄関。玄関の左のエレベータで3階へ。一番奥、突き当たり右の「大研修室」。東京メトロ東西線「東陽町(とうようちょう)駅」は「東京駅丸の内地下北口」直結の



「大手町駅」から10分。「羽田空港駅」からは50分、京浜急行線直通「日本橋駅」経由。

▼**申込み** 下記申し込み7項目を簡条書きで記載のうえメールにてお申し込み下さい。下記送金先に同時にご送金下さい(銀行振込、郵便振替)。都合ですみませんが、ご送金到着順で「受付」とさせていただきます。ご出席者のどなたの分かるようにメールにてご連絡下さい。

▼**負担金** NPOの会員10,000円(登録が団体名でも個人会費ご負担の場合はお一人のみ。団体会費ご負担の場合は全員会員扱い。一般参加12,000円) ▼**Z o o mのオンラインセミナー** ご出席の方のご負担金は会員、一般、それぞれ半額。 ▼**後日、参加者用にYouTubeに記録映像ノートをアップ。**

▼**申込先**は下記NPOまで。Z o o mの方は当日招待メール受信用メルアドでお申込みのこと。

▼**送金先振込口座** いずれも名義は「区画整理・再開発対策全国連絡会議」です。

郵便振替 00130-1-109854、ゆうちょ銀行〇一九店(当)0109854、三菱UFJ銀行飯田橋支店(普)3888341 (コンビニATMから送金できます)

▼**7月29日(火)**までにお申し込みいただき、また同時に参加費送金の手続をかならずお願いいたします。**教室定員の一定数を目途にお申込みは締め切り**となります。なお**Z o o m参加**も一定人数で締め切らせていただきます。その際、どうぞご容赦下さいますようお願いいたします。お金は返金いたします。

▼**宿舎の斡旋**はしておりません。会場は東京都心から至近ですので東京都内で各自確保をお願いします。

▼**申込みの7項目**(簡条書きで各項目を個々人ごとに明記して下さい)

①、名称:「8月17日セミナー申込書」と明記 ②、出席者名()

③、出席の種類別を明記して下さい(ア、会場出席、イ、Z o o mでの出席) **お願い**:オンライン(Z o o m) ご出席の方は、**招待メール受信用のメルアド**でお申込み下さい。

④、所属自治体議会名() ⑤、領収書宛名()

⑥、ご出席者**自宅住所**・電話番号(3日前の**夏休み中**を目処に参加票、領収書、資料集等をお送りしますので**正確に記して下さい**)

ア) 郵便番号() イ) 自宅住所()

ウ) 自宅ないし携帯電話()

エ) FAX()

⑦、送金日と送金先名(日・以下〇印を 郵便振替、ゆうちょ銀行、UFJ)

主催 NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議



162-8512 新宿区矢来町123 矢来ビル4F TEL 03-5261-4031 FAX 03-5261-4032

E-mail info@kukaku.org ホームページからもメールできます。https://kukaku.org/

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	渡部和子		職務の級	議員	種 別			
					研修会等への参加	行政視察等		
期 間	令和7年8月17日				J R 特急料金区分	閑散期 通常期 繁忙期		
出張先 市区町村名	東京都江東区		出張先 施設等名	江東区文化センター				
宿泊地								
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
8/17	柏	JR	円 406	円 (km)	円	円	円	
	南千住	東京メトロ 日比谷線	209	円 (km)				
	茅場町			(km)				
	東陽町	東京メトロ 東西線		(km)				
	東陽町	徒歩		(km)				
	江東区 文化センター	徒歩		円 (km)				
	東陽町	東京メトロ 東西線	209	(km)				
	茅場町			(km)				
	南千住	東京メトロ 日比谷線		(km)				
	柏	JR	406	(km)				
	柏			(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
	小 計		1,230					
備考					合 計 (1人当り)	1,230		

視 察 報 告 書 (議 員 用)

報 告 日 2025 年 8 月 25 日

報告議員名 武 藤 美 津 江

視察年月日	2025 年 8 月 17 日(日)～ 年 月 日()
視 察 先	江 東 区 文 化 セ ン タ ー
視 察 目 的	第 15 回 夏 の 自 治 体 議 員 研 修 セ ミ ナ ー
相手方対応者	
同行議員名	渡 部 和 子
視 察 内 容	別 紙

第15回夏の自治体議員研修セミナーが8月17日（日）午後2時から午後7時まで東京都江東区文化センターで行われました。

午後2時から埼玉大学名誉教授の岩見良太郎先生の記念講演「新たな段階の「都市再生」は都市をどこに導くのか」というお話がありました。「新自由主義的都市再生として、これまで行われてきた都市計画の一般的規制緩和や都市再生法に基づく都市再生緊急整備地域、国家戦略特別区域法、立地適正化計画、公共施設総合管理計画で公民連携の多面的展開が行われています。

開発を大企業の自由に委ねれば、市場原理によって最適な地域、都市が生み出されるという楽観論的な考え方で行われていました。これに対し、「選択と集中」型都市再生は、政府・財界の危機意識を背景に楽観論が否定され、国家の強力な方向付け・介入によってはじめて大企業による開発自由の効果は発揮できるという方向に転換されていきます。世界で一番ビジネスをしやすい環境を作ることを目的に地域や分野を限定することで、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度である「国家戦略特区」。都市計画は「区域計画」として決定され、内閣総理大臣の認定をもって許認可されるようになります。「都市計画」は、自治体ではなく、国家が担うことになるのです。公共施設を統合して拠点地域に集めれば、公共施設の跡地に新たな開発が仕掛けられます。学校統廃合で稼げる街づくりとして北区の赤羽小学校が再開発に組み込まれる例や渋谷区の神南小学校が高層ビルの中に組み込まれている例が紹介されました。公園の再編・整備で「稼げる街づくり」として神宮外苑の再開発や公園の下にホテル、商業施設、地下駐車場などを作った渋谷区の宮下公園の例が紹介されました。企業の儲け優先ではなく、住民主権のまちづくりの展望を示すことが重要です。都市再生で所得格差や貧困化を招くような街づくりにならないように新たな展望を切り開く多様な住民運動と自治体革新が必要だ」というお話は、用語自体も難しく理解できないことも多かったのですが、街づくりが大企業の儲け最優先

にされるという危機感を持ちました。

続いて午後4時からNPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議の事務局長遠藤哲人さんより「再開発の破たん」を絵解きする一何が破たんし、何が露呈したのか「公共の福祉」を問い直す—というお話がありました。

遠藤さんは、「再開発事業の儲けの計画」が破たんした。破たんの原因は建築資材の高騰、人件費増が原因との報道がある。中野サンプラザ跡再開発は、昨年6月末に野村不動産が代表事業者として東京都知事に認可申請をした。8月末の清水建設の900億円工事費増の受注条件を示され、10月に事業認可申請を取り下げた。中野区議会で議論され、野村不動産と中野区当局は、住宅床を増やして事務所床を減らす方向を示した。「事務所を賃貸すると長期にわたってリスクを負うが、住宅床だと即、処分できる」と野村不動産が答えているという報道がある。住宅価格を引き上げると権利変換面積が減ってしまう。事務所床需要が不安定、低迷する中で、億ションブームに沸く住宅床のかかっくの引き上げでコストアップを吸収しようとしていることがみてとれる。「住民は人権」にふさわしい再開発となるのか。これまでの億ションブームの主な担いては、もっぱら転売目的の投資家がリードしてきた。そういう中で、億ション等でコストアップを吸収させることをどう考えるのか。中野区の公有地をすべて明け渡してこういう再開発を事業化するのはいかなものか。都市計画法や都市再開発法の目的条項は「公共の福祉の増進」「公共の福祉に寄与」を掲げている。①みんなの願いを実現する②みんなで決める③都市計画的にも合理的に決める④優先順位を持って決める⑤地球環境に至る環境問題を見据えるなどの内容が「公共の福祉」であるように思える。その中の中身はそれぞれの地域と自治体で議論することで、豊かに発展するのではなかろうか。こうした都市計画、再開発の目的に沿った見直しをするかどうか問われている。」と指摘されました。柏市も西口再開発や東口のそごうの跡地の問題など「公共の福

社」のための議論が必要だと感じました。

領収書等の貼付票

議員名 武藤美津江

No. 5

使途科目 研修費

領収書

武藤美津江 様

日付: 2025年10月8日

領収書番号 NO.22

金額 40,000 円

内訳 2025 全国地方議員社会保障研修会参加費・資料代

団体名 大阪社会保障推進協議会

〒530-0034

大阪市北区錦町 2-2 国労会館内

TEL06-6354-8662 fax06-6357-0846

メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

各位

大阪社会保障推進協議会
事務局長 [REDACTED]

謹啓

2025 度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」が目前に迫ってきました。

本日、レジュメ・資料集を事前送付いたします。

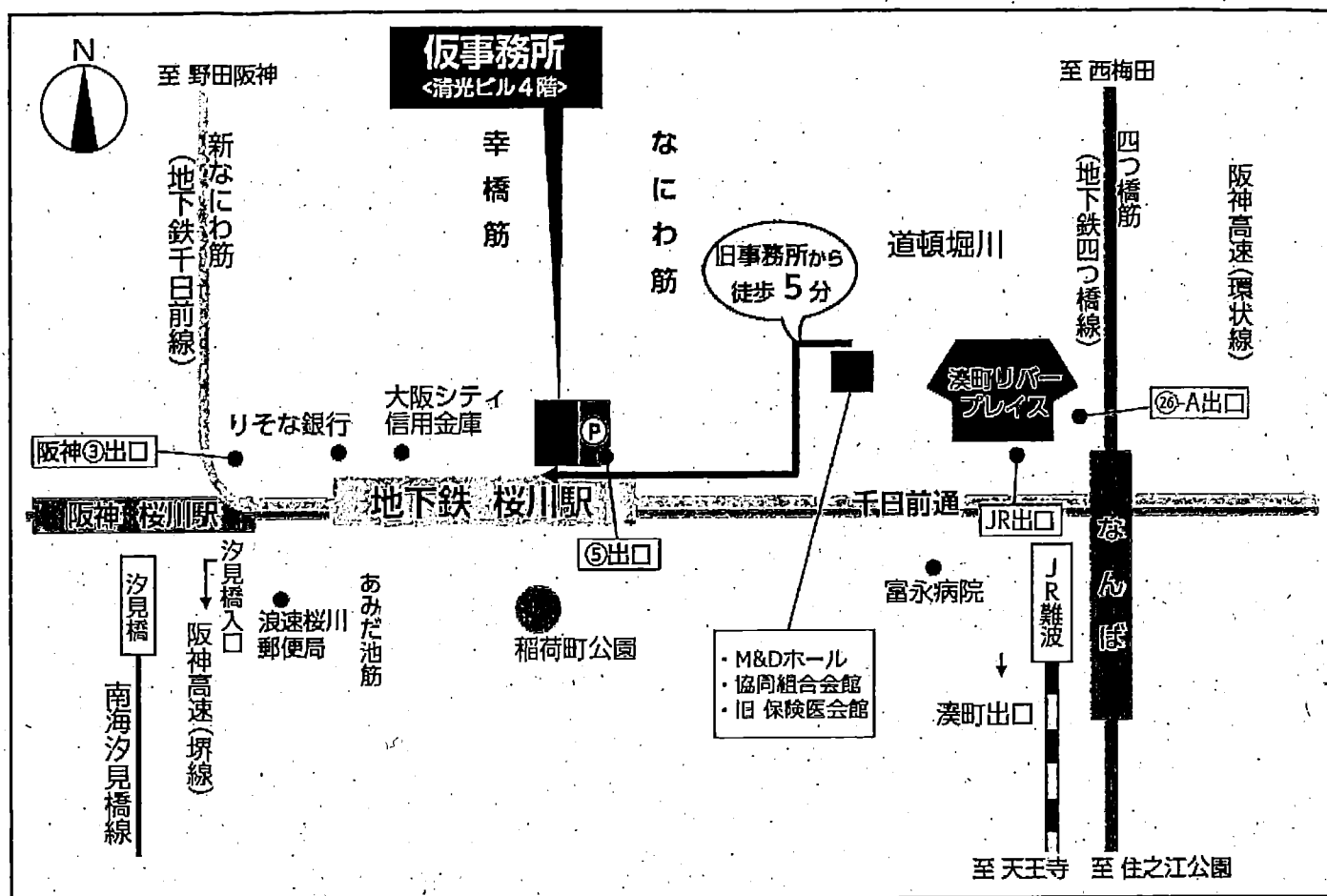
オンラインで参加のみなさまはそれぞれ資料集表紙と以下にある ID とパスコードで 15 分前から入室できます。

全講座をクラウドレコーディングし、後日 URL をメール送信いたしますので、当日リアルでご参加いただけても後日期限なく視聴可能ですので、議会活動等にご活用ください。

各講座日程と内容・zoom 情報

	日程	テーマ	講師
①	11 月 17 日(月) 10 時～13 時	街づくりの視点から若者支援を考える ミーティング ID: 830 2801 4772 パスコード: 745773	木曾稔之先生(シェアリンク茨木)
②	11 月 17 日(月) 14 時～17 時	スクールセクハラの実態と対策を考える ミーティング ID: 850 1302 9306 パスコード: 729831	さいきまこ先生(漫画家)
③	11 月 18 日(火) 10 時～13 時	いのち・くらしをまもるための自治体での社会福祉政策で出来ることはなにか ミーティング ID: 892 5780 1478 パスコード: 032523	中野加奈子先生(京都大谷大学教授)
④	11 月 18 日(火) 14 時～17 時	介護保険 25 年を検証し今自治体がすべきことを考える ミーティング ID: 857 2813 2827 パスコード: 255323	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長)
⑤	11 月 19 日(水) 10 時～13 時	「自治体財政の基本と地方自治の新しい地平を考える ミーティング ID: 820 9100 6327 パスコード: 761404	森裕之先生(立命館大学教授)
⑥	11 月 19 日(水) 14 時～17 時	「家のないひと」の実態とハウジングファーストの実現のための自治体政策について ミーティング ID: 872 3124 0211 パスコード: 886378	稲葉剛先生(一般社団法人つくり東京ファンド代表理事)

【裏面もご参照ください】



仮事務所 大阪府保険医協会

〒556-0021 大阪市浪速区幸町2-2-20 清光ビル4階

Tel 06-6568-7721 / Fax 06-6568-2389

アクセス：大阪メトロ千日前線「桜川」駅 5番出口 徒歩1分

阪神なんば線「桜川」駅 3番出口 徒歩3分

南海汐見橋線「汐見橋」駅 徒歩6分

JR関西本線「JR難波」駅 徒歩6分

大阪メトロ四つ橋線「なんば」駅 ②-A出口 徒歩10分

※来館者用の駐車場はございません。お近くのコインパーキングのご利用をお願いします。

※駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。

M&Dホール（大阪府保険医協同組合会館）

〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-34

領収書等の貼付票

議員名 武藤美津江

No. 6

使途科目 研修費

領収書
(RECEIPT)日付: 2025/11/17
担当: 14
No. 98029-1東横  toyoko inn

武藤 美津江 様

東横INN大阪なんば
〒542-0076
大阪市中央区難波2-3-9

¥19,020 -

TEL 06-7711-1045

FAX 06-7711-1046

株式会社東横イン
T8010801008365
10%対象 ¥18,620

但し、宿泊代、他

上記正に領収致しました。

収入印紙

ご利用明細書
STATEMENT

1/1

部屋番号 ROOM No. 0615	お名前 NAME 武藤 美津江	Mr. Ms. 様	ご人数 NUMBER OF PEOPLE 1
ご到着日 ARRIVAL 11/17	ご出発日 DEPARTURE 11/19	備考 REMARKS	発行日付 DATE OF ISSUED 25/11/17 18:16:33

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	ご利用金額 CHARGE	お預り金額 PAYMENT	備考 REMARKS
11/17	預り現金		19,020	
	宿泊料	9,310		
	宿泊税 **	200		
11/18	宿泊料	9,310		
	宿泊税 **	200		
	課税対象外 10%対象 (内消費税	¥400 ¥18,620 ¥1,692)		

**は課税対象外

ご利用金額
TOTAL AMOUNT

¥19,020 -

(ご料金合計には消費税 ¥1,692を含みます。)

A consumption tax 1,692yen is included in the total price.

支払事実申立書（議員用）

次の支払いについて、領収書等の要件を一部満たしていませんが、柏市政務活動費交付条例第13条第3項の規定により、支払事実には相違ないことを申し立てます。

1 支払年月日

2025年11月17日（2025年11月～ 年 月分）

2 支払金額

18,620 円

3 支払先

(株) 東横イン

4 支払内容

宿泊料

5 理由 支払先がEPかん省略している

- (例)・支払先に領収書の発行を依頼したが口座引落しのため領収書が発行されず明細書で対応
・支払先に領収書の発行を依頼したがクレジット払いのため領収書が発行されず明細書で対応
・レシートのため社判又は代表者印が無い

令和 8 年 4 月 14 日

議員名 武藤 美津江

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	武藤美津江議員 他1名	職務の級	議員	種 別				
				研修会等への参加	行政視察等			
期 間	2025/11/17～19			J R特急料金区分	閑散期 通常期 繁忙期			
出張先 市区町村名	大阪府大阪市	出張先 施設等名	大阪府保険医協会M&Dホール					
宿泊地	大阪市							
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
11/17	柏		円	円	円	円	円	
	上野	JR	9,460	(5,810 552.6km)				
	東京			(km)				
	新大阪			(km)				
	大阪	徒歩		(km)				
	西梅田	Osaka Metro	240	(km)				
	なんば	徒歩		(km)				
	M&Dホール	徒歩		(km)				
11/18	宿泊先	徒歩		(km)		15,000		
	M&Dホール	徒歩		(km)				
11/19	宿泊先	徒歩		(km)		15,000		
	M&Dホール	徒歩		(km)				
	小 計		9,700	5,810		30,000		
備考 参加者：武藤美津江，渡部和子					合 計 (1人当り)			

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	武藤美津江議員 他1名		職務の級	議員	種 別			
					研修会等への参加	行政視察等		
期 間	2025/11/17～19				J R 特急 料金区分	閑散期 通常期 繁忙期		
出張先 市区町村名	大阪府大阪市		出張先 施設等名	大阪府保険医協会M&Dホール				
宿泊地	大阪市							
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
	なんば	Osaka Metro	円 240	円 (km)	円	円	円	
	西梅田							
		徒歩		(km)				
	大阪			(km)				
	新大阪	JR	9,460	5,810 (552.6km)				
	東京			円 (km)				
	上野			(km)				
	柏			(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
	小 計		9,700	5,810				
備考 参加者：武藤美津江、渡部和子					合 計 (1人当り)	61,020		

研 修 報 告 書 (議 員 用)

報 告 日 2026 年 4 月 14 日

報告議員名 武藤美津江

研修年月日	2025 年 11 月 17 日 (月) ~ 2025 年 11 月 19 日 (水)
会 場	大阪府保険医協会 M&D ホール
テーマ・講座名 参加費 (円)	全国地方議員社会保障研修会 40,000 円
主 催	大阪社会保障推進協議会
同行議員名	瘦 部 和 子
研修内容及び所感 別 紙	

研修会報告

2025年度大阪社会保障研修会が11月17日から19日に開催されました。

17日の午前10時から13時まで第1講座「街づくりの視点から若者支援を考える」として、シェアリング茨木の木曾稔之先生の講座がありました。最初は音楽活動を通じて街の賑わいづくりを行おうと始めた活動が、コロナ禍の下でいろいろな活動に制約ができた。コロナ禍の困りごとを解決していくために米が余った営農組合の支援、やりたいことができない、コミュニケーションがとれないという学生たちの支援を行う中で、学生たちの課題が見えてきた。

そういう中で、「シェアリンク茨木」との出会いがあった。「シェアリンク茨木」とは、子ども子育て若者支援を通して誰もが安心して暮らせる地域社会を定着させることを目的として、2010年9月から大阪府茨木市を拠点に、産官学民連携で活動している市民ボランティア団体です。喜びや未来をシェア（共有）リンク（つなげる）させることによりぬくもりの連鎖を次世代につなげていく。街の中に悲しいひと、しんどい人、つらい人がいる。これを無視していたら、本当の意味での楽しい場づくりはできない。「この町に住む誰もが幸せなれるまちにする」そのためにより豊かな公共の福祉の実現はとても重要である。との考えから、ひとり親世帯、生活困窮世帯、こども若者支援を行っています。かかわってきた学生の中には、親や家族との関係、経済的な関係で悩んでいる、帰る場所のない若者たちがいる。そういう若者のために、大阪府営住宅を活用した若者向けシェアハウスをつくった。公営住宅を活用し地域の高齢化と担い手不足に貢献しているシェアハウスが提供しているものは。安心安全な住居。頼れる仲間や大人。多様な考えを持つ人との出会い。安全な対話の場。ほか、同行支援などです。また、小学生たちが社会につながる場所として宿題サポートプロジェクトも行っています。困りごとは連鎖している。子どもの困りごとを辿ると、地域も親も大人も困っている。

「自分は何を感じていて、どうしたいと思っているのか？」という問いと向き合う。自分自身の進む道を自分自身で考え実行できるようになる。若者支援は日本の未来への大切な投資と考え、若者たちが自らの手で幸せに生きる道を選択する力を手に入れることこそ、日本の未来を明るくする道であるという講義を受けて、木曾先生の行動力に圧倒されました。

17日14時から17時まで第2講座「スクールセクハラの実態と対策を考える」漫画家のさいき まこ先生の講義を受けました。この講義を受けるまでは、学校現場で先生から生徒への性暴力などありえないという感覚でした。「わいせつ教員が増えている」という報道があるが、実態は気づかず、気にせず放置されてきただけで昔からあったと。学校での絶対的な上下関係に加え、被害者の年齢が低いと性被害を認識しにくい。学校においては、教員は児童生徒を指導し、成績評価をする強い立場にある。こうした関係から性被害を受けても自分から言い出せない子は多いと指摘される。「先生が生徒の自分に対して悪いことをするとは思えない」

身近な大人による「被害を受けた子どものケアとサポートが不十分」という小児科医のふらいと先生の指摘が紹介されました。「被害を受けた子はトラウマを抱えることから、自殺、うつ病、不安が増え、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) にもなります。こうしたストレスから、生活習慣病の発症率が高まり、心臓や肝臓などの病気になりやすくなることも分かっています。社会の支援につなげることができず、検診を受けなくなってしまう。たった一度の加害が、精神的な被害だけではなく生涯にわたる健康被害につながり、子どもの将来を奪います。「小児性被害の問題が明らかになると「加害者をどうにかしろ」という感情論が巻き起こりますが、被害を受けた子どもたちへのケアサポートがまったくなされていないことに、もっと目を向けるべきです。性被害を受けた子に対する支援の足りなさは深刻であり、もっと目を向けなければならないと感じました。日本の社会に誤った

「レイプ神話」がはびこっている。教員による児童生徒らに対する性暴力を防ぐには、どうしたら良いのか。性教育の必要性を訴えている。知識を得ること、考え合うことで、性行動に慎重になる。世界的な研究でも、きちんと学ぶことによって「初めての性的関係に慎重」「無防備な性行動を減らす」「意図しない妊娠、性感染症を減らす」「性暴力を防ぐ効果」があると言われている。今、必要な性教育とは、「包括的性教育でありその土台には「人権」があります。「人権教育としての性教育が必要。人間関係、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、性と生殖に関する健康など、人としての尊厳や権利について段階的に繰り返し学ぶことが重要です。とあります。日本の人権意識が低いというのも、教育の問題が大きいと感じました。

11月18日の10時から13時第3講座、「いのち・暮らしを守るための自治体での社会福祉政策でできることはなにか」京都大谷大学社会学部教授の中野加奈子先生の講義を受けました。社会福祉の原点は、「福祉は権利」である。改めて憲法25条や社会福祉法の「地域住民の福祉の増進が自治体の責務である」という事を学びました。戦前から戦中は、社会福祉は恵まれない人々への「施し（慈善）」、国からの恩恵としての「福祉」でした。国に役立つ人間かどうかが大事で、障害者の支援もなく、学童疎開の対象に障害児は含まれていなかった。精神病院で餓死した人もいた。福祉の受給者は「助けてもらう人」行政は「施す側」という考え方だった。1970年代に市民運動・当事者運動などにより、社会福祉は「生活の保障」「権利としての保障」へ変わっていった。全ての人に保障される基本的人権としての「社会福祉」となったが、意識はなかなか変わらない。地方自治体の責任と裁量について、①計画は、地域福祉計画や子ども、高齢者、障害者福祉計画などで、地域の課題に応じた方向性を決める。計画作りの過程に市民参加をとり入れることで、現場に根差した政策が生まれる。参加できない市民、話すことも行くこともできない市民のことを考慮する。

②条例は、自治体が自からの価値観を反映させる「地域の憲法」としてとらえる。国の制度にない支援も、条例によって仕組みを作ることができる。私たちの住んでいるところでどんな仕組みを作るか考える。③予算は、どれほど理念を掲げても予算が伴わなければ実現しない。議会が予算審査をつうじて「誰のために税金を使うのか」を見定めることが、福祉政策の実行力を左右する。弱い立場の人に税金を使うのは、社会の底上げになる。現代社会の課題構造として、バブル崩壊以降、日本社会では「雇用・家族・地域」が脆弱になった。正規雇用が減少し、非正規・単身・高齢世帯が増加することで、生活の安定が自己責任にされる。長引く物価高騰と実質賃金の低下が「働いても暮らせない層」が拡大し、社会保障に頼らざるを得ない人が増えているにもかかわらず、制度は縮小。生活保護や公的支援の「狭間」にある人が増加している。孤立と排除が深まる社会。地域共同体が弱まり、近隣関係での助け合いが希薄化している。共働きやシングルペアレント、単身者の増加など「助け合い」が困難な社会になっている。「報酬もないのに、どうして自分の時間や労力を差し出すのか」という経済的効率を重視する考え方によるもの。生活保護基準引き下げの生存権裁判にかかわっての司法判断の意義や国の対応と課題が示され、地方自治体でできることとして、・独自の生活実態調査の実施・新政権の保障と水際作戦の是正、最高裁判決を踏まえ、国に意見書を提出すること。自治体として、生活扶助の上乗せや独自支援策を検討する。と提起されました。「国が動かない中での自治体の役割」として、単に「国を批判する地方」ではなく、憲法の理念を現場で実現するための政治的実践が必要。地方自治はもともと、国の政策を補助するためではなく、地域住民の福祉を守るために存在する。・抵抗の側面としては、国の不当な基準や方針に対して「異議を唱える」・創造の側面では地域の資源や人々の力で「新しい福祉の形をつくる」地方議員ができる具体的行動として、・福祉事務所へのヒアリングと同行調査。議会質問・市民団体、弁護士との定期的情報共有する「住民と行政の

間を橋渡しする存在」としての役割がある。という事に地方自治の在り方と議員の役割について考えさせられました。「ケア」について考えるという講義でケアとは「私たちがこの世界でよりよく生きるために、世界を維持・継続・修復するために行う全ての行為」であり、「ケアは政治的・制度的に構成されるものであり、民主主義の中心に据えられるべき」「ケアが制度的・社会的に保証されなければ、民主主義も十分に機能しない」「ケアを担う人・担われる人、担う仕組みのすべてが、民主主義に構成されるべき」「ケアをサービスの提供ではなく、制度、慣行、文化そのものを変える政治的プロジェクトとしてとらえる。ケアの制度化・公共こそが、より良い民主主義を築く鍵」という視点は、今まで聞いたことがない視点だった。当事者が何に困っているのか「ケアの可視化」が「声なき人々」を公共圏に引き出す。紹介された京都の「ケアラー条例」は、市民団体・議会・行政が参画するプロジェクトチームを設置して行政の責務や財政措置を明記して実践している。健康福祉委員会でもぜひ、視察に行きたいと思いました。

18日の14時から17時の第4講座は「介護保険25年を検証し今自治体がすべきことを考える」大阪社保協の介護保険対策委員長 日下部雅喜先生の講義を受けました。①介護保険制度と保険料②介護保険財政の仕組み③介護保険25年目の現実④危機はなぜ起こったか⑤自治体ですべきことについて詳しくお話しされました。介護保険料の考え方、基金の活用など、12月議会の質問の参考にさせていただきました。介護保険の現実制度の改悪や保険料の負担増、介護報酬の引き下げで事業所の倒産、休廃業解散件数が過去最多になっていることなど大変な状況で、恐ろしさを感じました。そして、2025年度末までに①利用者負担2倍化②ケアマネージャー有料化③要介護1、2の保険外しなどが検討されている。よりよい10期計画に向けて・本当の地域包括ケア（重度の要介護状態委なっても）の実現に向けた計画を目指す。・要介護者の実態を自治体に把握させ

るための家族懇談会」「介護関係者意見交換会」などの開催・パブリックコメントは「アリのバイ的」なものではなく、計画案の全戸配布や地域別説明・意見交換会など徹底した住民への周知と意見反映の取り組み・「介護保険料」については、給付費推計をしっかりと説明させ、「基金」（取り過ぎ保険料の余り）がある場合は、高齢者へ還元させる（第10期介護保険料算定の際に取り崩して保険料抑制に活用させる。など示されました。長野県の泰阜村の在宅福祉事業の理念が紹介されました。行政の責任・使命では、「社会の発展、村の発展に尽くした高齢者に幸せな老後と最後を提供するのは、行政の責任・使命」である。とし、在宅福祉事業推進のための確認事項では、*誰もが老い死んでいく現実を受け止める*障害をありのまま受け止める*人として高齢期をどう生きるかです。その福祉の特徴は・必要なサービスは十分に提供する・高齢者の生活を支えるサービスに制限なし・電話1本でサービスはタイムリーに面倒な申請は後回し・独居でも週末までは在宅を継続する支援在宅での介護、看護、医療の提供です。必要なサービスは、介護保険の限度額に縛られることなく、十分に提供している。こんなことができるのか。信じられないことを実際に行っている自治体がある。ということで、大変勉強になりました。訪問介護の事業所に独自支援を行っている状況も参考になりました。また、今回の議会質問の参考にしたいと思いました。

19日の10時から、「自治体の基本と地方自治の新しい地平を考える」というテーマで立命館大学の森博之先生のお話でした。

自治体の2つの役割として2つの役割がある。

1 予算（財政運営）の決定・・・税金（公金）の使途や集め方について決定する

2 価値（大切なもの）の発展・・・基本的人権、平和、環境、文化、健康、美、生物的・社会的弱者の包摂、ダイバーシティの尊重、人と人との繋がりなど…。地域の暮らしにとって大切なもの、幸せに楽しくくらししていく。大切な物を実現させるため。

財政と歳出の原則として、「収入の範囲で最大の福祉を実現する」こと。「人とのつながり」が公共政策の最大の課題。孤独・孤立が広がり人々の「元気」を減衰させ、国力さえ脅かしつつある。国や自治体の政策も「個人」（家計）を前提としてつくられてきた。人々が元気を取り戻して国力を回復するためには、孤立問題の解決を目指した「コミュニティ」（人と人とのつながり）の再建を推し進めていく以外にない。自治体の事例として明石市の子育て支援策、大牟田市の高齢者福祉、釧路市の生活保護・困窮者支援、都城市の公共施設再編、名張市の包括的コミュニティ政策を紹介されました。どれも、興味深く視察に行きたいところだと思いました。

午後2時からの研修会最後のお話は、「家のないひと」実態とハウジングファーストの実現のための自治体政策についてというテーマで一般社団法人つくろいファンド代表理事の稲葉剛先生でした。

貧困に陥り生活保護を受けたくても受けられない、制度の機能が果たされない中で、餓死する人もいた。1990年代で路上死をした人が年間40人から50人。2000年代に法律家やNPO関係者による支援活動が広がり、生活保護を利用して路上生活から脱却する人が増えた。しかし、今でも水際作戦が行われ、申請しても追い返される事例もある。仕事の不安定化と住まいの不安定化が連動する。雇用の細切れ化→収入の不安定化→家賃滞納・追い出し→住民票の喪失→雇用のさらなる不安定化→失業とホームレス化につながる。そこで、2014年、つくろい東京ファンドによる住宅支援が始まる。東京都中野区に個室シェルター（7部屋）を開設。その後中野区、練馬区を中心にアパートの空き室を借り上げて、シェルターを増設。その後2016年にハウジングファースト（住宅支援）東京プロジェクト加入し、NPO法人TENOHASIとの協働シェルター開設、精神科・内科「ゆうりんクリニック」との連携開始、仕事づくり・居場所づくりの場として「カフェ潮の路」オープン、2019年個室シェルターは全、25室に。2025年10月個室シェルターは53室に増えている。

住まいは人権である。という考えの下ハウジングファースト支援モデルが広がっている。まずは、住まいを提供し、その上で、精神・身体的健康、依存症、教育、就労などの分野における支援サービスを包括的に提供する。「侮辱的な扱いをされ、長年希望を失ってきた方たちに、住まいを提供することによって尊厳を回復し、その人のうちにある希望に火をつける。もっとも重要なことはホームレス状態からその人自身の住まいへと移る変化が、心と体の回復の始まりとなり、コミュニティから疎外された者から価値あるコミュニティのメンバーへと一気に変えることだ。」とされている。

2021 年緊急 1 泊支援プログラム「せかいビパーク」開始。飲食店、薬局、協会、寺院などに「緊急お助けパック」を置いてもらう活動を行っている。「お助けパック」には 1 泊分のネットカフェ代(または、ホテルクーポン)、充電器相談先リスト等を同封。ただし、受け取りは一人 1 回のみ。東京・埼玉など 63 か所が受け取りスポットになっている。連絡が入れば、支援スタッフが面談。ビジネスホテルでの宿泊支援や公的機関への同行も行う。NPO 法人トイミッケが運営し、つくろい東京ファンドは協力。「セーフティネット修繕」の取り組みが「つくろい東京ファンド」の幅広い取り組みであるという事がわかりました。本来行政がしっかりと行わなければならないことを補ってくれる本当に大切な活動だと思いました。国や自治体がやることを NPO などに任せないで、責任をもってやっていくように、これからは働きかけていきたいと思いました。有意義な社会保障研修会でした。

会計帳簿

7 年度

議員名 武藤美津江

支出科目 調査旅費

[illegible]

領収書等の貼付票

議員名 武 藤 美 津 江

No. 3

使途科目 研 修 費

領収書

Rakuten Travel

発行日: 2025/7/16
発行1回目

武藤 美津江

様

支払金額

6,850 円

宿泊料金: 6,850 円

但し サービス利用代金等として

■ 内訳

クレジットカード決済金額

6,850 円

■ 課税対象

10%対象

6,850 円

課税対象外

0 円

■ 利用内容

宿泊者氏名

むとう みつえ

予約番号

宿泊施設

サンホテル大和郡山

宿泊施設住所

奈良県大和郡山市筒井町635-1

チェックイン日

2025/7/23

チェックアウト日

2025/7/24

宿泊人数

大人 1名

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

トラベル&モビリティ事業

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1
楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

登録番号: T9010701020592



視察用

旅費支払申立書（議員用）

旅費について、次のとおり支払ったので申し立てます。

- 1 支払年度 令和 7 年度分
- 2 支払金額 30,470 円
- 3 支払内容

期 日	行 先	旅費の額（円）
R 7・7・23 ～	柏→東京→京都→ ^{近鉄} 郡山	15,440
R 7・7・24 ～	^{近鉄} 郡山→京都→東京→柏	15,030
R . . ～		
R . . ～		
R . . ～		
R . . ～		
R . . ～		
合 計		30,470

令和 8 年 4 月 14 日

議員名 武藤美津江

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	渡部和子議員 他2名	職務の級	議員	種 別				
				研修会等への参加	行政視察等			
期 間	令和7年7月23日から24日まで			J R 特急料金区分	閑散期 通常期 繁忙期			
出張先 市区町村名	京都府京都市 奈良県大和郡山市	出張先 施設等名	京都市役所 大和郡山市役所					
宿泊地	大和郡山市							
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
7/23	柏	}	円	円	円	円	円	
	東京			(km)				
	京都	JR	8,910	5,290 (513.6 km)		6,850		
	二条	}	220	(km)				
	京都市役所前			(km)				
	京都市役所	徒歩		(km)				
	京都市役所前	}	1,020	(km)				
	烏丸御池			(km)				
	竹田	近鉄京都線		(km)				
	大和西大寺	}		(km)				
	近鉄郡山			(km)				
7/24	大和郡山市役所	徒歩		(km)				
	小 計		10,150	5,290		6,850		
備考					合 計 (1人当り)	次ページ		

旅 費 計 算 明 細 書

氏 名	渡部和子議員 他2名	職務の級	議員	種 別				
				研修会等への参加	行政視察等			
期 間	令和7年7月23日から24日まで			J R 特急料金区分	閑散期 通常期 繁忙期			
出張先 市区町村名	京都府京都市 奈良県大和郡山市	出張先 施設等名	京都市役所 大和郡山市役所					
宿泊地	大和郡山市							
月 日	発着・経由地	会社名	運 賃	急行料金 特急料金	旅行雑費	宿泊料	食卓料	その他
		徒歩	円	円	円	円	円	
	近鉄郡山	近鉄橿原線	830	(km) 円				
	大和西大寺			(km)				
	京都	近鉄京都線		(km)				
	東京			(km)				
	柏	JR	8,910	5,290 (513.6 km) 円				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
				(km)				
	小 計		9,740	5,290				
備考						合 計 (1人当り)	37,320	

視 察 報 告 書 (議員用)

報 告 日 2026 年 4 月 17 日

報告議員名 武藤美津江

視察年月日	2025 年 7 月 23 日 (水) ~ 年 月 日 ()
視 察 先	京 都 市
視 察 目 的	子 ども 誰 だ も 通 園 制 度
相手方対応者	京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室担当課長 [REDACTED] 〃 〃 担当係長 [REDACTED]
同行議員名	渡 部 和 子 矢 澤 英 雄
視 察 内 容	別 紙

「京都市子ども誰でも通園制度 視察報告」

7月23日、京都市の「子ども誰でも通園制度」の取り組みについて

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室の■■■担当課長、■■■

■■■担当係長よりお話を伺いました。

柏市では、令和8年度から本格実施される「子ども誰でも通園制度」ですが、10月に試行実施されるということで、既に令和6年から試行実施している京都市の取り組みを伺うことにしました。

京都市では、保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育所で「子ども誰でも通園制度」などの40施設で実施しているとのことでした。制度対象の未就園児数は、令和6年4月1日現在約8583名。令和7年度、85施設で実施していて、利用登録数は6月末現在612名で、事業計画上は、900名を見込んでいるとのことでした。

開所日時は、各施設が曜日・時間帯を設定し、余裕活用型か一般型、定期利用か柔軟利用型かそれぞれ各施設で設定する。

<利用の方法>

- ① 実施施設の認可申請を受けて、市条例により乳児等通園支援事業所として認可

- ② 市と実施施設で委託契約を結ぶ。
- ③ 利用者は、スマート申請で市に利用認定申請をする。
- ④ 市は、利用者要件を満たすことを確認して、利用者決定通知をする。(総合支援システムのアカウントを付与)
- ⑤ 利用者は、このシステムで各施設の情報を確認して、システム上で希望施設に面談を申し込む。
- ⑥ 実施施設と利用者で事前面談を行う。
- ⑦ 面談後、システムで利用予約を行い、施設を利用する。月 10 時間の範囲であれば、複数施設利用も可能。
- ⑧ 実施施設は、システム上の受け入れ実績に基づき市に委託料を請求し、委託料が支払われる。

主な設備や職員は位置については、国の基準通り。「一般型」の場合は、在園児合同でも、専用室を設ける場合でも職員配置は、0 歳児 3 : 1、1 歳児 6 : 1、2 歳児 6 : 1。専任の職員が必要で、保育従事者は 2 名以上。しかし、保育士は 2 分の 1 で良い。令和 6 年度の実績は、申込者 802 名、選定者 485 名。1 人 1 ヶ月あたりの平均時間は 7.2 時間だった。

実施した施設からの声は、概ね好意的だった。しかし、「多く

の利用者と面談するのは大変。園になれない子どもたちの特性を短い間で把握して安全に保育する事がとても大変。」「委託料が安すぎて、現場の負担に見合っていない。配置基準以上の職員が必要になるので、保育士確保が難しい。」「泣いている子が居ると不安になって、帰宅後家でも泣く子がでる。」「複数の施設を利用するより、同じ施設を利用する方が多い」「子どもを中心として考えるより、親の必要性から利用するようになっている。」などと問題点も指摘された。柏市の「子ども誰でも通園制度」事業でも「子どもにとって良い保育とは何か。」という視点に立って取り組まなければならない事業と思った。

視 察 報 告 書 (議 員 用)

報 告 日 2026 年 4 月 17 日

報告議員名 武 藤 美 津 江

視察年月日	2025年 7 月 24 日 (木) ~ 年 月 日 ()
視 察 先	大和郡山 市
視 察 目 的	「生理の貧困対策事業」と「無料生理用ナプキン貸与サービス事業」について
相手方対応者	大和郡山市役所 市民生活部 人権施策推進課 課長 相模 寛 〃 南部公民館 〃 係長 〃
同行議員名	渡部 和子 矢澤 英雄
視 察 内 容	別 紙

「大和郡山市整理の貧困事業 視察報告」

7月24日（木）大和郡山市へ「生理の貧困対策事業」と無料生理用ナプキンディスプレイ「OiTr」事業について市民生活部人権施策推進課課長兼市民相談室■■■■室長、■■■■係長、南部公民館長にお話を伺いました。また、整理の貧困を取り上げてきた日本共産党の徳野衆議員にもお話を伺うことができました。

令和3年度コロナ禍による経済的困窮を背景に、特に非正規雇用の女性などが「生理の貧困」に直面し、生理用品の無償配布を行いました。生理用ナプキン昼用と夜用を1セットにし、公共施設に6000セット、小中学校に1000セット配布しました。物資は市内昭和工業団地の企業の協力で確保しました。経費は、「新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金」を全額活用したとのこと。対象者は、若者の5人に1人が「生理の貧困」に悩まされているといった調査結果を基にそれより少し多めの4人に一人と仮定しました。10代から50代女性市民約23,700人の25%約6000人分、小4から中3女子約2000人の25%500人分×2回で1000セットとしたそうです。配布期間は令和3年6月から8月末。市内7か所（支所、保健センター、人権施策推進課など）で配布。女性職員が対応し引換券を持ってくれば、プライバシーに配慮し、紙袋で渡したとのこと。

小中学生は保健室で配慮して配布しました。一部学校では、トイレにも設置。市民からは「高品質で驚いた」「非常に助かった」と好意的な声が多数寄せられました。学校用トイレの生理用ナプキン設置は令和3年の11月末の調査で7つの小学校と2つの中学校で実施されました。当初は、「養護の先生の負担が増える」「不衛生である」と言われたが、現状は、先生の負担が増えることはありませんでした。当番の子がナプキンを補充しています。今では、トイレトペーパーと同じで当たり前になっています。令和4年度からは、各学校に教育委員会から消耗品費として予算化されています。令和8年度からは

教育委員会で一括購入する予定です。保健室だけでなく、全小学校11校と全中学校5校のトイレにナプキンを設置します。しかし、学校以外の公共施設でのナプキン配布は令和3年8月で終了したため、継続を求める声が上がっていました。

令和4年度からの継続支援として、「オイテル」システムを導入することになりました。OiTr（オイテル）システムとは、オイテル株式会社が提供する「トイレトペーパーと同様に無料で生理用品が常備される世の中にしたい、また、生理に伴う様々な負担を軽減し、経済格差やジェンダーギャップといった不均衡の是正に寄与したい」という願いから生まれた事業」です。

大和郡山市では、「生理用品の無料配布事業」が市民から高い評価を受けていましたが、国の臨時交付金を用いた単年度事業であり、継続が困難でした。そこで、インターネットで調査した結果見つけ出したのがオイテル株式会社の「オイテルシステム」でした。令和3年10月にオイテル株式会社に連絡をし、詳細を確認。システムの機能や運用方法、設置条件等をヒアリングし、市の方針と合致することを確認。同年12月中に設置申し込みをしました。新庁舎の開庁スケジュールに合わせて令和4年4月1日にオイテル株式会社と「事業実施に関する協定」を締結。奈良県内で初の導入自治体として令和4年5月の新庁舎開庁とともに1階女子トイレ（4か所）多目的トイレ（2か所）計6台を設置しました。課題は電気代がかかるということと、CMを流してはいけないものは削除するということです。

実際設置したトイレに行ってみせてもらいましたが、オイテルのアプリにQRコードで登録すると画面から流れるコマーシャルを見ただけでナプキンが1枚静かに出てくるシステムでとても使いやすかったです。全国で「オイテルシステム」が設置されていて、柏市でも丸井モデイにあるというので、行って見てきました。こんなに身近にあったのに気がつきませんでした。こういうシステムが柏市役所でも設置できれば良いと思いましたが、全国での引き合いが

多いとのことでした。また、「生理の貧困」対策を扱っているのが、人権施策推進課であるという事で、「生理の貧困」を女性の問題ではなく、人権の問題として取り上げている意識の高さを感じました。